

テンサイシストセンチュウの緊急防除の実施について（平成 30 年 3 月 27 日付け 29 消安第 6597 号農林水産省消費・安全局長通知）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 2 定義 1 （略） 2 この通知において「移動制限植物」とは、省令第 5 条第 1 項の規定により移動の制限の対象となるものであって、次に掲げるものをいう。 （1）防除区域内で生産されたしょくようだいおう、 <u>だいこん（テンサイシストセンチュウの防除を行うことを目的として栽培される葉だいこんを除く。）</u> 、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物（以下「しょくようだいおう等」という。）の地下部 （2）・（3） （略）	第 2 定義 1 （略） 2 この通知において「移動制限植物」とは、省令第 5 条第 1 項の規定により移動の制限の対象となるものであって、次に掲げるものをいう。 （1）防除区域内で生産されたしょくようだいおう、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物（以下「しょくようだいおう等」という。）の地下部 （2）・（3） （略）

附則

この通知は、テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（令和 3 年農林水産省令第 39 号）の施行の日から施行する。